

松江市要配慮者支援推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市要配慮者支援推進事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地区要配慮者支援組織」とは、独居高齢者、障がい者等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう平常時及び災害時の支援を目的として、単位自治会等を基本にそれぞれの地域実情を勘案して構成されたものとして市長が認めた団体をいう。

(補助金の名称等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

| | |
|------------------|---|
| 補助金の名称 | 松江市要配慮者支援推進事業補助金 |
| 補助金交付の目的 | 各地域に「地区要配慮者支援組織」を設置し、次に掲げる事業を行うことにより要配慮者の住み慣れた地域での安心・安全な暮らしを図ることを目的とする。 (1) 要配慮者の最新情報を共有し、平常時の見守り活動、生活支援等を行うこと (2) 災害時に、関係機関への情報提供や可能な限りの安否確認や避難誘導等の必要な支援を行うための体制づくり及び支援を行うこと |
| 補助金交付の対象である事業の内容 | (1) 「地区要配慮者支援組織」の運営事業 (2) その他事業 |
| 補助対象経費 | (1) 報償・研修費 平常時からの要配慮者への見守り活動、生活支援活動等に対する報償費、支援に必要な研修等に要する経費 (2) 会議開催経費・消耗品 会議開催に必要な使用料、食糧費等の経費、会議運営に必要な経費 (3) 通信運搬費 住民、関係者と連絡調整に要する経費 |

| | |
|----------|--|
| | (4) 燃料費・光熱水費 ガソリン代、電気代等 (5) その他市長が必要と認める事業 その他市長が必要と認める経費 |
| 交付の率又は金額 | 補助対象経費の額とし、次に掲げる額を上限とする。 ・支援組織が存続する間、毎年対象世帯数に応じ 10 万円を上限に支給する。 (1) 50 世帯以下 30,000 円 (2) 51 世帯以上 100 世帯以下 40,000 円 (3) 101 世帯以上 150 世帯以下 60,000 円 (4) 151 世帯以上 200 世帯以下 80,000 円 (5) 201 世帯以上 100,000 円 ただし、交付決定日から年度内の残期間に応じ支給額を月割り計算し、補助金額を決定するものとする。(1,000 円未満は切り捨て。) |
| 終期 | 令和 9 年 3 月 31 日 |
| 補助事業者の範囲 | 地区要配慮者支援組織 |

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は事業計画書(様式第 1 号)、収支予算書(様式第 2 号)及び地区要配慮者支援組織の規約とする。

(着手届及び完了届の省略)

第 5 条 規則第 11 条ただし書の規定により、この補助金に係る着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(実績報告)

第 6 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第 3 号)
- (2) 領収書など補助対象諸経費の支払状況が確認できるもの
- (3) 事業報告書(写真等)(様式第 4 号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第 7 条 規則第 14 条第 1 項ただし書の規定により、この補助金は、補助事業等の完了前

にその全額を交付するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。